

沼津市新型コロナウイルス対策バス・タクシー事業者燃料価格高騰対応補助金
交付要綱

令和4年11月18日都市計画部長決裁

(趣旨)

第1条 市長は、新型コロナウイルス感染症及び燃料価格高騰の影響を受けている市内の公共交通事業者に対し、市民の日常生活に必要不可欠な移動手段を維持するため、予算の範囲内において新型コロナウイルス対策バス・タクシー事業者燃料価格高騰対応補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、沼津市補助金交付規則（昭和62年沼津市規則第4号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 路線バス事業者 道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業を営業者をいう。
- (2) タクシー事業者 道路運送法第3条第1号ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業（福祉輸送事業限定を除く。）を営業者をいう。

(交付対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、市内を運行する路線バス事業者及び市内に営業所を有するタクシー事業者（個人事業主にあつては、市内に住所を有するもの）であつて、次のいずれにも該当するものとする。

- (1) 申請日時点において事業を行つており、今後も事業を継続する意思があること。
- (2) 沼津市暴力団排除条例（平成24年条例第22号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員等又はこれらと密接な関係を有する者でないこと。

(交付対象車両及び補助金の額)

第4条 補助金の交付の対象となる車両（以下「交付対象車両」という。）及び補助金の額は、別表に定めるところによる。

(交付の申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、沼津市新型コロナウイルス対策バス・タクシー事業者燃料価格高騰対応補助金交付申請書兼

請求書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長が定める日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 交付対象車両一覧（第2号様式）
- (2) 交付対象車両の令和4年11月1日時点において有効な自動車車検証の写し
- (3) 誓約書（第3号様式）
- (4) その他市長が必要と認める書類
(交付の決定等)

第6条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助金の交付を決定するものとする。

- 2 市長は、前項の規定により補助金の交付を決定したときは、沼津市新型コロナウイルス対策バス・タクシー事業者燃料価格高騰対応補助金交付決定通知書（第4号様式）により申請者に通知するものとする。
(実績報告の省略等)

第7条 市長は、規則第11条第2項の規定に基づき、同条第1項各号に掲げる書類の提出を省略するものとする。

- 2 前項の場合において、前条第2項の規定による交付決定通知をもって、当該補助金に係る規則第12条の規定による確定通知があったものとみなす。
(交付決定の取消し等)

第8条 市長は、補助金の交付を受けた者が、虚偽その他不正な手段により補助金の交付決定を受けたとき、又は補助金の交付決定に付した条件に違反する行為があったときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させることができる。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

- 1 この要綱は、都市計画部長決裁の日から施行する。
- 2 この要綱は、令和5年3月31日限り、その効力を失う。
- 3 第8条の規定については、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

別表

区分	交付対象車両	補助額
路線バス事業者	<p>次のいずれにも該当する車両</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 一般乗合旅客自動車運送事業に使用され、令和4年11月1日（以下この表において「基準日」という。）において市内の路線の運行に使用されているもの 2 基準日において有効な自動車車検証を有するもの 	<p>交付対象車両1台につき10万円</p>
タクシー事業者	<p>次のいずれにも該当する車両</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 市内の営業所（個人事業主にあつては本人の住所）に在籍し、一般乗用旅客自動車運送事業に使用され、基準日において実際に稼働しているもの 2 基準日において有効な自動車車検証を有するもの 	<p>交付対象車両1台につき5万円</p>